

改正犯罪収益移転防止法についてのお知らせとお願い

平成 28 年 9 月

メリルリンチ日本証券株式会社

お客様各位

平成 28 年 10 月 1 日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)が施行されます。本改正に伴い、新規のお客様につきましては改正法に基づいて必要な書面、確認等のご協力をお願いいたします。また、既に当社において取引時確認済のお客様につきましても、改正法施行日以降の口座開設等新たなお取引開始の際、お客様のご登録情報変更の際、または弊社にてご登録情報の定期的な管理及び見直しをさせていただく際に、改正法で定められる事項を再確認させていただくことや追加書類等のご提出をお願いすることがございますこと、あらかじめご了承いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

過去にお客様が弊社にご申告いただいた内容にご変更等がございます場合には、速やかに弊社営業担当員までお知らせいただけますようお願いいたします。

なお、今後のお取引を支障なく継続させるために、事前に手続きをお済ませいただくことも可能です。事前更新手続きをご希望のお客様におかれましては、担当営業員までご連絡下さい。

何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。